

平成 28 年 8 月 12 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】『無配当総合福祉団体定期保険』の発売について

ソニー生命保険株式会社（社長 萩本 友男）は、平成 28 年 10 月 1 日より新商品『無配当総合福祉団体定期保険』を発売します。従来の「総合福祉団体定期保険」を無配当にしたことにより、より割安な保険料で企業・団体の定める福利厚生規程（弔慰金規程・死亡退職金規程など）の円滑な運営を図るとともに、役員・従業員またはそのご遺族の生活保障の財源を確保することができます。

1. 「無配当総合福祉団体定期保険」の特長

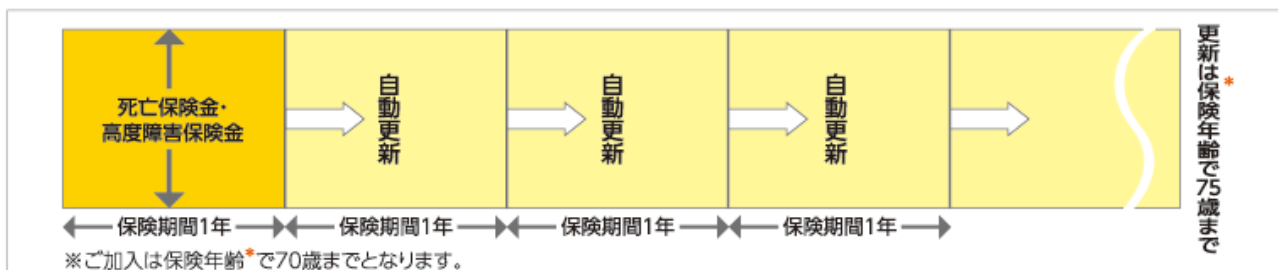
- 当社の有配当の「総合福祉団体定期保険」と比較して、割安な保険料で同一の保障が準備できます。
※年間保険料から有配当の「総合福祉団体定期保険」の配当金を控除した実質負担額と比較して、団体規模等により負担額が高くなるケースもあります。
- 配当金がありませんので、企業・団体における配当金の受け入れ事務が発生しません。

2. お支払い事由

被保険者が保険期間中に以下に該当されたとき、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払い事由	お支払い金額	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	次のうちいずれか小さい金額 ①当初設定した保険金額 ②被保険者の「対象規程」に基づく企業の支給金額	対象規程に定める受給者。ただし、被保険者の同意を得て保険契約者が別に定めることができます。
高度障害保険金	責任開始日(または復活日)以後の傷害または疾病によって、当社所定の高度障害状態になったとき		被保険者。ただし、保険契約者は被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人とすることができます。

3. 仕組図



*保険年齢は契約日(更新日)を基準とし、1年未満の端数について、6ヶ月以下の場合は切り捨てますが、6ヶ月を超える場合は切り上げて年齢を算出します。

4. 契約形態

- 保険契約者：企業・団体の代表者
- 被保険者：役員および従業員
- 保険金受取人：被保険者のご遺族（規程上の受給者）



***1 契約締結時の被保険者の同意確認方法**

次のいずれかの方法にて同意確認が必要となります。

①被保険者になることに同意された方の記名、押印のある同意確認名簿を提出する方法

②すべての従業員の方に保険加入に関する通知文書を配布し、企業・団体の代表者および従業員代表による記名、押印付の確認書を提出する方法
被保険者となることに同意しなかった方については不同意者名簿をご提出いただけます。

***2 企業・団体が保険金を一旦受け取り、企業・団体から規程上の受給者に弔慰金・死亡退職金などとしてお支払いすることも可能です。**

5. 保険料例

- ・ 団体区分：第 I 種団体
- ・ 保険金額（全員一律）：500 万円
- ・ 被保険者：全員、保険年齢が 40 歳の男性

< 団体合計月払保険料 >

従業員数	無配当総合福祉団体定期保険
20 名	23,900 円
50 名	43,500 円
100 名	76,000 円

< 1 人あたりの月払保険料 >

従業員数	無配当総合福祉団体定期保険
20 名	1,195 円
50 名	870 円
100 名	760 円

*上記保険料は保険年齢で計算しています。

6. 付加できる特約

- ・ 無配当総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュー特約
- ・ 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「保険設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり」「約款」「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

以上